

**令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する  
技術的事項検討会議（第1回）  
議事録**

1. 日時 : 令和6年4月30日（火）15:00-17:00

2. 場所 : WEB 会議

3. 出席者 :

委員（◎座長）

肴倉 宏史 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域  
（試験評価・適正管理研究室）室長（研究）

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院  
工学研究科都市環境工学専攻 教授

◎寺園 淳 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域  
上級主席研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社 Ahmy

**4. 議事次第**

1. 開会

2. 設置要綱説明・座長選出

3. 議事

（1）バーゼル条約の実施を取り巻く昨今の状況について

（2）バーゼル条約・バーゼル法の実施における課題について

（3）今後の会議の進め方について

4. 閉会

**5. 配布資料**

資料1 「令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討  
会議」設置要綱

資料2 バーゼル条約の実施を取り巻く昨今の状況について

資料3 バーゼル条約・バーゼル法の実施における課題について

資料4 今後の会議の進め方について（案）

## 6. 議事概要

### 1. 開会

開会にあたり、環境省廃棄物規制課長より挨拶。

### 2. 設置要綱説明・座長選出

環境省より資料1の説明。

互選により、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域上級主席研究員の寺園委員が座長に決定した。

### 3. 議事

#### (1) バーゼル条約の実施を取り巻く昨今の状況について

環境省より資料2の説明。

#### 委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：ご質問のある方がいればご発言いただきたい。

高岡委員：一つ目に、資料2の13枚目の特定有害廃棄物等の輸出入実績のうち、輸入量が平成25年から30年くらいまでは多く、近年はどちらかというとな少ないという状況になっている。輸入量が多かった時期には、何の品目の輸入が多かったのかお聞きしたい。二つ目に、資料2の18枚目のEU改正廃棄物輸送規則の動向について、非OECD国向けの輸出規制については理解できるが、OECD加盟国向けについても規制を強化する理由を知っていればお聞きしたい。三つ目に、このEU改正廃棄物輸送規則における、PIC手続き等のデジタル化について、EUにおけるマニフェストとの関係が何かあれば教えてほしい。

環境省：一つ目について、やはりコロナによる影響で国際的な物流が滞ったことが大きい。一方、直近はかなり物流が回復してきているものの、引き続き輸入量が少ないのは、為替による影響も考えられる。また、日本に輸入し再資源化を行っている物の中に電子スクラップ等があるが、電子スクラップについては、OECD理事会決定に基づき、バーゼル条約の規制手続の対象外として、迅速に輸入ができるよう措置している。よって、電子スクラップについては、実際のところ多く輸入をし円滑なリサイクルができるようにしているが、このグラフには表れてきていないというのが実情である。二つ目について、OECD加盟国は、EU加盟国と一部ずれがある。よって、EU域内であれば、EU法によって廃棄物処理のための基準や越境移動について見なければいけない項目などについて、EU域内での統一を図ることができる一方、OECD加盟国となると、EU法が適用されない国もあり、また近年新興国と言われるような国も入ってきて加盟国がどんどん増えている。このような中で、一

概に OECD 加盟国といえども、EU が求める水準が達成できているか確認するために、また EU の環境保護のためにも、OECD 加盟国向けの輸出についても規制強化の傾向があるのではないかと考えている。三つ目について、バーゼル条約では廃棄物が実際に越境移動する時に、移動書類を廃棄物と一緒に移動させることが決まっており、日本の廃掃法のマニフェストに似たものになっている。EU の今回のデジタル化は、事前通告・同意回答手続における移動通告書類、同意回答書類、移動書類を電子化すること。EU における規制強化の動きはあるものの、デジタル化を導入することにより、手続を迅速に対応したいというのが EU の意図と聞いている。

寺園座長：資料 2 の 13 枚目の輸入量については、私も理由が気になっていたが、おそらく三点目で言われたような、電子スクラップがバーゼル条約の適用対象外になった影響が大きいと思う。詳しく調べないと理由は分からないと思うが、輸入量全体が年間数万トンであるため、一件の輸入量の全体量への影響が大きいことを考慮すると、電子スクラップやスラッジの輸入の有無によりデータが大きく左右すると思われる。

鈴木委員：バーゼル条約は、基本的に、有害廃棄物の越境移動を防止しようという立法趣旨だが、資料 2 の 18 枚目の各国の最近の動向としては、有害性に関わらず規制を強化するという傾向もあると説明いただいた。ただし、この傾向は、バーゼル条約の立法趣旨自体を変更するものではなく、OECD 加盟国が多様化していく中、立法趣旨を実現するためには、ある程度規制強化をしていく必要があると理解しておけばいいと考えたが、御意見を伺いたい。

環境省：バーゼル条約は、基本的に有害な廃棄物の越境移動を規制するための枠組みであったが、バーゼル条約が作られた 1990 年代当初から、家庭から収集される廃棄物とその焼却から生ずる残渣は、有害ではないものの特別な考慮が必要な廃棄物として、手続規制の対象になることが定められていた。これは、途上国によっては、処理能力を踏まえると、非有害であっても処理が負担になるということで定められたものである。近年、直ちに有害性は示さないが、途上国の処理能力によっては、汚染を引き起こしてしまうということと、プラスチックの問題への関心の高まりを受けて、2019 年に特別な考慮が必要な廃棄物にプラスチックの廃棄物を追加する改正が行われ、e-waste についても同様に今回追加された。よって、バーゼル法においても、バーゼル条約が作られた当初から、特別な考慮が必要な廃棄物が入ることを踏まえて、国内での立法を行っているが、近年の状況を踏まえ、有害な廃棄物だけでなく、非有害なものについても対応していこうという流れになってきた。当初の立法趣旨に沿うものではあるが、役割や軸足の変化があると考えられる、というのが事務局としての分析である。

寺園座長：私も環境省よりご説明された通りだと思う。バーゼル条約には附属書がいくつか

あり、附属書Ⅱが有害ではないが、特別な考慮が必要な廃棄物を規定しており、バーゼル条約が作られた当初は Y46 と Y47 のみだった。条約の発効当初に、附属書Ⅱの意義やその後の利用について、どれほど議論があったかは分からないが、結果として附属書Ⅱが使われることはなくここまできていた。プラスチックと e-waste については、中々有害性の判断が難しいものの、規制対象にした方がいいということで附属書Ⅱに追加されたが、最近はそのように附属書Ⅱが少し便利に利用され始めているという理解を私はしている。プラスチックと e-waste は、バーゼル法における特定有害廃棄物等の「等」の部分として、有害と一言で括りにくくまさに特別な考慮が必要になったということで規定されたと認識している。

## (2) バーゼル条約・バーゼル法の実施における課題について

環境省より資料3の説明。

### 委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：最近の状況の説明をしていただいた後で、最後に本日議論いただきたい内容が四つあった。ご質問・ご意見があればご発言いただきたい。

鈴木委員：不適正輸出の摘発事例についてお聞きしたい。摘発に至った事例と至らなかった事例があるとの説明があったが、このように結果が分かれた背景として、違法輸出という既遂罪を前提にしたときに、輸出したという事実認定ができた事例では摘発できたが、事実認定ができる前の段階では対応ができなかったと理解しているのか。結果が分かれた背景をもう少し正しく確認しておきたい。また、関税法違反の事例について、バーゼル法に該当する貨物であるにもかかわらず、既遂罪でバーゼル法違反にできなかった理由を知りたい。行政指導にとどまっている事例については、未遂罪でしか対応できなかったと理解しているが正しいか。

高岡委員：私もここは気になっている。そもそもバーゼル条約における廃棄物の定義に、**intended to be disposed of** があり、この「処分する意図を持って」というのは未遂に近いような気がするが、何故バーゼル法で未遂罪・予備罪を規定していないのか疑問に思う。

寺園座長：バーゼル法で未遂罪・予備罪が無いことに関する議論の歴史は長い。平成 29 年のバーゼル法改正の時もこの議論があった。当時の検討会議の委員の中には、バーゼル法で規定できるはずと発言していた法律の専門家（氏名は省略）もいた。未遂罪・予備罪が無いと、輸出者にとっては優しいルールになっている。基本的には、バーゼル法は外為法がベースにあって、必要以上に経済活動を阻害できないことは理解するが、廃棄物処理法では早くから未遂罪・予備罪の規定があり、バーゼル法では現在に至るまで規定が無いということで議論が続いている。

環境省：寺園座長のご指摘の通り、バーゼル法における未遂罪・予備罪については、前回の

バーゼル法改正の時にも、大きな議論となったと認識している。鈴木委員に最初にご質問いただいた、事例間の違いについてまずお答えする。関税法違反の廃電子基板の事案については、輸出者は元々プラスチックの輸出として申告を行っていたが、実際にコンテナを開けると、廃電子基板等が詰まっていた。加えて、バーゼル法の規制対象にもかかわらず、必要な手続きが取られていなかった。関税法では輸出する貨物について、他法令で許可、承認等を得なければならない貨物は許可、承認等を受けている旨を証明して、法令に則った申告をしなければいけないことになっているため、関税法の虚偽申告として摘発まで至った。一方、別の行政指導案件については、税関検査で必要な手続きの取られていないバーゼル法の規制対象物が発見された事例という点で先の事例と同一であるが、その他の前提や実態で異なる部分もあり、結果的に、本件は今日まで関税法の虚偽申告での摘発までには至っていないと理解している。ただし、当該事例について、バーゼル法において既遂罪で対応できないのか、という議論があると思われる。ここで、外為法における「輸出」の定義が関連してくる。外為法において輸出が成立するのは、税関での検査等を経て船に積載された後からと整理されている。行政指導の事例については、輸出の手前の税関の検査のところで発見された事例となり、輸出の既遂には当たらないと整理されるため、バーゼル法においても未遂の事例となり、行政指導等に対応するしかないのが現状である。高岡委員から、バーゼル条約の定義に、**intended to be disposed of**があるのご指摘いただいたが、現行法令での解釈では、不適正な輸出を未然に止め、輸出先国での環境影響が生じてないというところも踏まえて、法益侵害が実際には起こっていない、などという解釈もされている状況である。

寺園座長：船が出港してからが既遂だが、その頃にはもう輸出を止めることはできず、何もできない規定になっていることが不思議である。昔の事例では、問題となった対象の貨物は輸出手続きが済んでいて、外貨（外国貨物）なので分析が困難と説明を受け、それならばどこで何ができるのかと疑問に感じたこともあった。この問題は歴史が長い。

高岡委員：事業者が廃掃法における廃棄物ではないものを輸出しようとして、バーゼル法の廃棄物に該当し、このように行政指導を受けて輸出できないとなった場合、その後これらの廃棄物をどのように処理しているのかお聞きしたい。

環境省：こうした貨物については、有価物の場合もあるため、廃掃法の規制対象とならないケースが多いが、その場合においても、適正処理ができる事業者を探してもらい、国内で適正に処理する等行政指導の中で対応している。

高岡委員：それは、有価で流通しているという認識でいいのか。それとも廃棄物として適正処理されているということか。

環境省：バーゼル法での対応になるため、有価物としての適正処理になる。もちろん廃棄物

であれば廃掃法でももう少し踏み込んだ対応が取れるが、ご説明した行政指導案件はバーゼル法に基づいて行政指導している案件になるため、有価物として適正処理できる方に処理していただくように指導している。

肴倉委員：(19 枚目において) 廃鉛蓄電池の輸出先における処理が適正な適切に行われているかどうかまで確認するということがあったが、処理の対象がリサイクルするまでか、それともリサイクルした後に発生した残渣の処分も含まれるかで、かなり違いがあると思う。残渣の処分までトレースできるのかという問題もあると思うが、現状どのような解釈になっているか教えて欲しい。

環境省：使用済み鉛蓄電池の輸出承認にかかる基準は、リサイクルのプロセスだけではなく、排ガス、排水及び残渣についても、日本の基準において人の健康および生活環境保全上の観点から求められる水準を下回らない方法により処分されることが確実であると認められることとなっており、リサイクルのプロセスで生じる残渣物についても審査することとなっている。日本国内では、廃棄物に当たるものについては、廃掃法で残渣物についても基準等が定められているため、輸出先においても確認できるようにしようという観点から、このような基準になっている。

高岡委員：18 枚目の我が国からの使用済蓄電池の輸出量の推移のグラフで、韓国の不適正処理事案があつてからかなり減り、かつコロナによつても減つたと思われるが、その間に国内で排出されていなくてはずの使用済蓄電池の処理や処分は国内で出来ていたということであつているか。

環境省：このグラフは貿易統計上の数値となるが、我々としては、輸出がされていなければ当然国内で適切に資源循環がされているという理解をしている。現状は大規模な不法投棄がされているなどの情報を環境省として把握していない。一方、廃鉛蓄電池由来の単鉛を不適正に輸出しようとしている事業者がいると行政指導を通して報告があつた事例が一件ではなく、廃鉛蓄電池から単鉛を取り出すというプロセスにおける処理が適切に行われているのかは、引き続き情報収集をしながら、よく考えていかなければいけない点と考えている。

寺園座長：平成 29 年のバーゼル法改正とは、その前年の韓国での不適正処理事案を受けて、確認事項を法的に明確化し、環境大臣の確認事項を確認できない場合にはバーゼル法の手続きを行う輸出は認めないとして、規制が強化されたと理解している。法改正の施行日はいつになるか。

環境省：平成 30 年 10 月 1 日である。

寺園座長：そうであれば、平成 30 年のグラフには 9 月頃までの輸出量が含まれていて、10 月以降はほぼ無くなったと考えられる。つまり新しい確認事項が出来てからは、輸出する事業者がいなくなったといえる。ただし、隠れて輸出している可能性は少し考えられるため、心配である。

続いて、今日はまだ話が出ていないが、環境省は地方環境事務所で、経産省は委

託先で、現在も事前相談が行われていると思うが、税関に対して説明する内容と同じような説明で、事前相談が続いていると考えてよいか。

次に、12枚目に家電のフロー図があったが、確かにヤードからどこに流れているのかという問題はあると思うが、家電四品目については少なくなっていると思う。また、小電28品目を含む有害使用済機器についても昔よりは少なくなっていると思う。よって、このヤード問題については、今も厳然とあると思うが、中身がはっきり家電とわかりにくい鉛蓄電池等も含めて、昔より状況は変わっていると思われる。

さらに、19枚目の輸出に係る基準について、今までは、日本の技術は高く、日本の基準と同じ程度に相手国でも処理が行われていたら問題無いという考え方があったが、今回のようなヤードの話を踏まえると、必ずしもそうとは説明できない気がするため、注意する必要があると思った。また、25枚目の36品目の規制対象については、一個一個品目を積み上げる方式であるため包括的になってない。今後追加される物が出てくる可能性を考えると、このように品目を列挙するやり方が適切かどうか議論していく必要があると思った。

環境省：まず、事前相談については、環境省の地方事務所と、今年度から産業廃棄物処理事業振興財団において対応するという形で現在も実施している。他にコメントいただいた点については、是非この検討会議の中で、議論していきたい。

寺園座長：28枚目の本日も議論いただきたい内容に挙げられていた四点については、あまり議論できなかったが、例えば三つ目の疑義貨物についての共通の問題認識はあると思うため、次回以降具体的な議論をしていけたらと思う。また、一つ目の有害性と資源性に関する話はずっと続いている議論で、基本的に対応は変わらないと思うが、どのように規制の実効性を上げていくとかいう議論をする必要があると思っている。

### (3) 今後の会議の進め方について

環境省より資料4の説明。

#### 委員のコメントは以下のとおり

肴倉委員：資源性のある廃棄物を日本にもっと輸入したいが、国際的な動きとしては規制強化の方向にあり、どのように解決すべきか、という内容についてはどこで議論されるのか。

環境省：e-waste改正の国内実施に向けた対応の検討と、資源性があるような廃棄物の輸入を促進していくという話は、繋がりが強いと考えており、「バーゼルの国内実施に向けた対応」でもご議論いただきたいし、最後検討会として大きな方向性を示すところにおいても重要な要素と思っている。よって、この問題が重要であることを認識

した上で、最後の議論の構成を組み立てていければと思っている。

寺園座長：大きな方向性としては、第五次循環型社会形成推進基本計画が既にパブリックコメントの受け付けを始めてしまっている段階。日米首脳会談に話が入っていた一方、EUは循環経済を域内で進めていくという強力な方向性があり、その中で日本の方向性をどうするのか、腰を据えた議論が必要だと思う。ただし、この検討会議の残りの日程を考えると、個別テーマへの対応が主にならざるを得ない気がする。この会議とは別の場があってもいいかもしれない。資料3の最後にあった四点の議論は、次回以降に時間が設けられるのか。

環境省：次回出来るかは分からないが、なんとか議論する時間を作りたいと思っている。

#### 4. 閉会

環境省：本日予定した議事は以上である。有意義かつ活発な議論を賜り感謝申し上げます。本日の議事録は委員への確認後、環境省のウェブサイトに掲載する。以上で第一回の検討会を終了する。